

## 宮城県新型インフルエンザ対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 新型インフルエンザの発生に備え、全庁的な体制を整備し、県民に対する正確な情報提供、発生動向の把握、予防、治療など、必要な対策を総合的に推進するため、宮城県新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 知事は、対策本部が必要と認める段階において、別表4の所管区域に応じ、新型インフルエンザ地方対策推進本部を設置することができる。

### (構成)

第2条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者を充てる。

2 知事が前条第2項の規定により設置する場合の新型インフルエンザ地方対策推進本部（以下「地方対策推進本部」という。）は、地方対策推進本部長、地方対策推進副本部長及び地方対策推進本部員をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者を充てる。

### (職務)

第3条 本部長は、対策本部の事務を総理し、その指揮監督を行うとともに、対策本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

3 地方対策推進本部長は、本部長の命を受け、地方対策推進本部の事務を総理し、地方対策推進本部を代表する。

4 地方対策推進副本部長は、地方対策推進本部長を補佐するとともに、地方対策推進本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ地方対策推進本部長が指定した地方対策推進副本部長が、その職務を代理する。

### (幹事会)

第4条 対策本部を補佐するために幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表3に掲げる職にある者を充てる。

3 幹事長は本部長の命を受け、幹事の会務を総理する。

4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 対策本部の会議は本部長が、幹事会の会議は幹事長がそれぞれ招集し、その議長となる。

2 地方対策推進本部の会議は、地方対策推進本部長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 対策本部及び幹事会の庶務は、保健福祉部疾病・感染症対策室において、地方対策推進本部の庶務は、当該地方対策推進本部と所管区域を同じくする保健福祉事務所又は保健福祉事務所地域事務所において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関して必要な事項は、本部長が、地方対策推進本部の運営に関して必要な事項は、地方対策推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

役 職	職
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	会計管理者
〃	公営企業管理者
〃	病院事業管理者
〃	総務部長
〃	企画部長
〃	環境生活部長
〃	保健福祉部長
〃	経済商工観光部長
〃	農林水産部長
〃	土木部長
〃	出納局長
〃	病院局長
〃	教育委員会教育長
〃	危機管理監
〃	警察本部長

別表 2

	役 職	職
仙南地方対策推進本部	地方対策推進本部長 地方対策推進副本部長 〃 地方対策推進本部員 〃 〃 〃 〃	保健福祉事務所長 保健所長 地方振興事務所長 家畜保健衛生所長 土木事務所長 仙南・仙塩広域水道事務所長 教育事務所長 警察署長
仙台地方対策推進本部	地方対策推進本部長 地方対策推進副本部長 〃 地方対策推進本部員 〃 〃 〃	保健福祉事務所長 保健所長 地方振興事務所長 家畜保健衛生所長 土木事務所長 教育事務所長 警察署長
北部地方対策推進本部	地方対策推進本部長 地方対策推進副本部長 〃 地方対策推進本部員 〃 〃 〃 〃	保健福祉事務所長 保健所長 地方振興事務所長 家畜保健衛生所長 土木事務所長 大崎広域水道事務所長 教育事務所長 警察署長
東部地方対策推進本部及び 気仙沼地方対策推進本部	地方対策推進本部長 地方対策推進副本部長 〃 地方対策推進本部員 〃 〃	保健福祉事務所長 保健所長 地方振興事務所長 土木事務所長 教育事務所長 警察署長
栗原地方対策推進本部	地方対策推進本部長 地方対策推進副本部長 〃 地方対策推進本部員 〃 〃	保健福祉事務所地域事務所長 保健所長 地方振興事務所地域事務所長 土木事務所地域事務所長 教育事務所地域事務所長 警察署長
登米地方対策推進本部	地方対策推進本部長 地方対策推進副本部長 〃 地方対策推進本部員 〃 〃 〃	保健福祉事務所地域事務所長 保健所長 地方振興事務所地域事務所長 家畜保健衛生所長 土木事務所地域事務所長 教育事務所地域事務所長 警察署長

別表 3

役 職	職
幹事長	保健福祉部長
副幹事長	保健福祉部次長
幹事	総務部人事課長
〃	総務部私学文書課長
〃	総務部広報課長
〃	総務部危機対策課長
〃	総務部消防課長
〃	企画部企画総務課長
〃	環境生活部環境生活総務課長
〃	保健福祉部保健福祉総務課長
〃	保健福祉部社会福祉課長
〃	保健福祉部医療整備課長
〃	保健福祉部長寿社会政策課長
〃	保健福祉部健康推進課長
〃	保健福祉部疾病・感染症対策室長
〃	保健福祉部子育て支援課長
〃	保健福祉部障害福祉課長
〃	保健福祉部薬務課長
〃	経済商工観光部経済商工観光総務課長
〃	農林水産部農林水産総務課長
〃	農林水産部畜産課長
〃	土木部土木総務課長
〃	土木部防災砂防課長
〃	企業局公営事業課長
〃	出納局会計課長
〃	病院局県立病院課長
〃	教育庁総務課長
〃	教育庁スポーツ健康課長
〃	警察本部警備部災害対策室長

別表 4

名 称	所管区域
仙南地方対策推進本部	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙台地方対策推進本部	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理郡、宮城郡、黒川郡
北部地方対策推進本部	大崎市、加美郡、遠田郡
栗原地方対策推進本部	栗原市
登米地方対策推進本部	登米市
東部地方対策推進本部	石巻市、東松島市、牡鹿郡
気仙沼地方対策推進本部	気仙沼市、本吉郡